

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年三月二十六日認可した。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所の所在地

春日部市